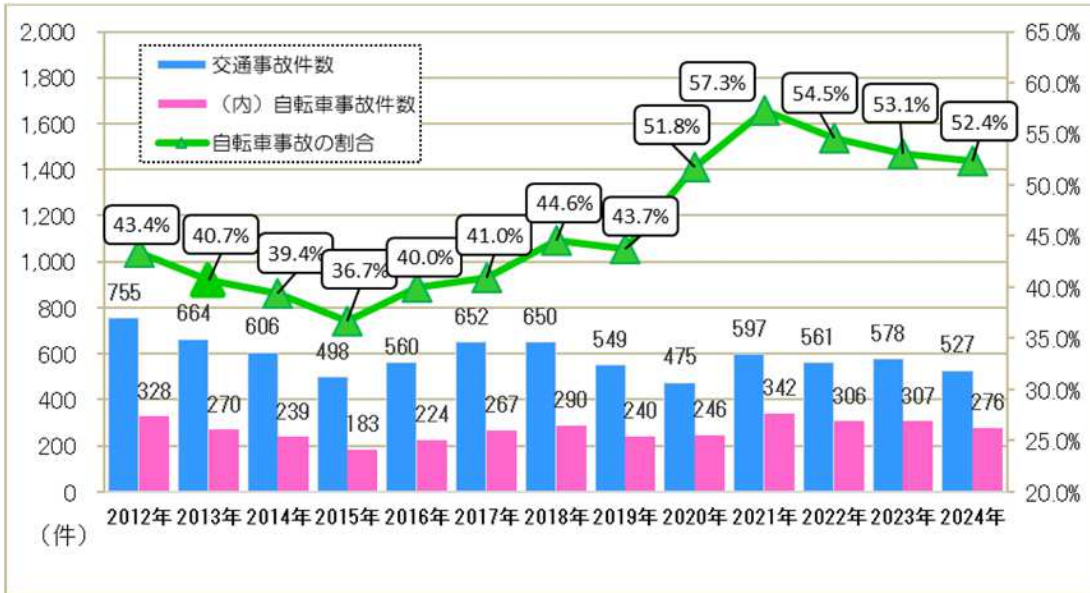


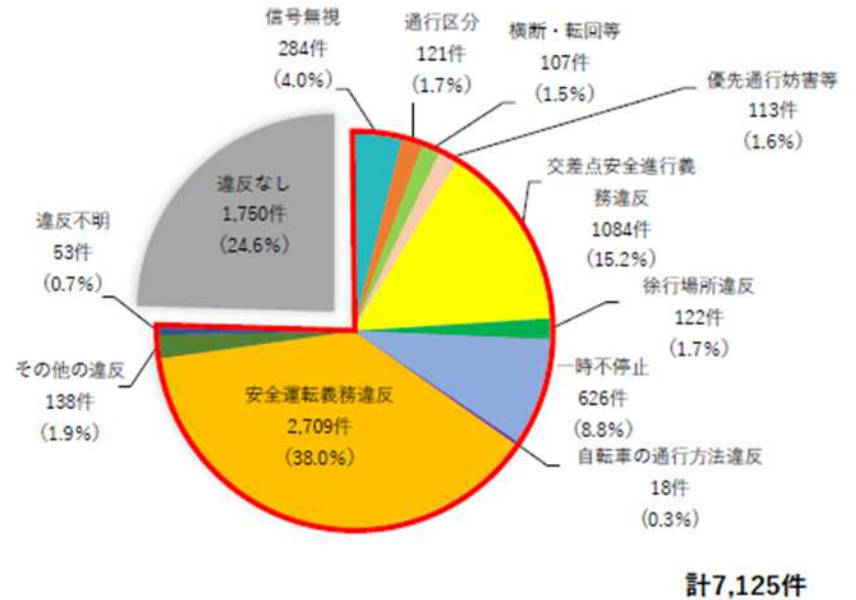
【現況（課題）】 (交通事故について)

豊島区の自転車事故件数は、近年減少傾向にあります。国では、令和3年に自転車事故件数が増加に転じ、自転車対歩行者事故も増加傾向にあるとしています。死亡・重傷事故の約4分の3で自転車側に法令違反が認められていることから、自転車利用のルール・マナーの周知徹底、交通ルール遵守の徹底が急務となっています。

【豊島区における交通事故の概要】



【自転車乗用中の法令違反別死亡・重傷事故件数 (令和6年) 国資料より】



【現況（主な施策）】（啓発活動等について）

①区は、警察や関係団体と連携・協力し、交通安全上、必要不可欠な路面標示、カーブミラー等を配置するとともに、春と秋の交通安全運動やキャンペーンを行っています。

②主な交通安全啓発事業（抜粋）

①交通安全講習会兼運転者講習会

②交通安全指導員の配置

（ウイロード、池袋駅前巡回指導による、自転車運転者に対する安全利用の呼びかけ、チラシ配布）

③小中学校等への交通安全啓発用品の配布

（発達段階に応じた交通安全啓発用テキストブック、パンフ等を配布）

④SNS、インターネット、区広報での交通安全啓発

（多言語化し情報発信）

⑤交通安全区民のつどい

（区内3警察署、3交通安全協会と協働で開催）



③自転車用ヘルメットは、令和5年4月1日の道路交通法改正により着用の努力義務化がされ、区は区内自転車商協同組合加盟店で、自転車用ヘルメットを購入する際1個当たり2,000円を補助しています。昨年度は810個、平成24年度の事業開始から現在まで、延べ8,000個を超えるヘルメット購入補助を行い事故被害の拡大を防いでいます。

【基本方針】

区は、国や東京都、警察と共に、学校や民間事業者、池袋交通安全協会、目白交通安全協会、巣鴨交通安全協会など地域の皆様と連携し、交通ルール・マナーの周知徹底のため、交通安全教育の担い手を「見える化」し、ライフステージ別交通安全教育を推進します。

【目標】

年間（1月～12月）の区内の自転車乗用中の交通事故発生件数を、5年間で約1割（300件→260件）の減少を目標とします。

【具体的な施策】

①自転車利用のルールやマナーの向上

- ①-1 「はしる」「とめる」に関するルールやマナーの周知。
- ①-2 地域や警察等と連携した啓発・指導の強化。
- ①-3 新たなモビリティ、自転車配達業務等へのルール・マナーの周知の推進。
- ①-4 外国人に対するルール・マナーの周知の推進。
- ①-5 自転車用ヘルメット着用や自転車損害賠償保険等の加入のさらなる普及促進。

②自転車利用に関する学びの場の拡充（ライフステージに合わせた交通安全教育）

- ②-1 幼児・児童・生徒・学生等に向けた交通安全教育の充実。
- ②-2 子育て世代及び高齢世代に対する交通安全教育の充実。
- ②-3 企業主体の自発的交通安全教育への支援。
- ②-4 地域イベント等を活用した交通安全教育の充実。

【具体的な施策】

① 自転車利用のルールやマナーの向上

①-1 「はしる」「とめる」に関するルールやマナーの周知。

自転車利用のルールやマナーを区が主体となり、国・東京都・警察、また学校や民間事業者、地域ボランティアなど地域の皆様との連携・協力を得ながら、ルールの周知やマナーの向上を図っていきます。

①-2 地域や警察等と連携した啓発・指導の強化。

交通ルールを違反する自転車利用者に対し警察が行う取締りや指導に合わせ、自転車利用を周知する東京都ツール等（例：TOKYO SAFETY ACTION（警視庁公認 交通安全情報サイト）による周知啓発ポスター等）を活用したルールやマナーの啓発活動を区が主体となって取り組みます。

①-3 新たなモビリティ、自転車配達業務等へのルール・マナーの周知の推進。（分科会で議論）

新たなモビリティ、自転車サービス等を行う事業者と連携し、交通ルール・マナーの周知を徹底するとともに、警察等と連携した指導や取締りの強化を図ります。

①-4 外国人に対するルール・マナーの周知の推進。（分科会で議論）

日本の交通ルール・マナーに合わせて、外国人の居住者、来街者が安全に自転車を利用できるように、周知啓発ツール類の多言語化や、教育機会の確保を進めます。

①-5 自転車用ヘルメット着用や自転車損害賠償保険等の加入のさらなる普及促進。

引き続き、交通事故の被害を最小限とすべく、自転車用ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険の普及啓発に努めます。

【具体的な施策】 (12月の国策定ガイドラインの確認)

②自転車利用に関する学びの場の拡充 (ライフステージに合わせた交通安全教育)

②-1 幼児・児童・生徒・学生等に向けた交通安全教育の充実。

幼稚園、保育園、学校関係者等との連携を強化し、可能な限り多くの子どもに対して、成長の各段階において継続的な交通安全教育を実施するとともに、実際に自転車を利用した体験型学習を導入する等、教育内容のさらなる向上を検討します。

②-2 子育て世代及び高齢世代に対する交通安全教育の充実。

子育て世代及び高齢世代に適した交通安全教育の場の形成に向けて、子育て、福祉等の関係機関と連携を図ります。

②-3 企業主体の自発的交通安全教育への支援。

企業が行う交通安全教育への支援策について、他都市での事例を研究し、企業が自発的に交通安全教育を行うための支援策について検討します。

②-4 地域イベント等を活用した交通安全教育の充実。

区内で開催される様々な地域イベントの主催者に対して、自転車交通安全に関するブース出展や啓発イベントの開催を働きかけます。

具体的な施策を継続的に実施することで、あるべき姿へ近づけていく



【10年後のあるべき姿 将来像】

自転車は歩行者をやさしく気づかい、道路交通法を遵守して利用する交通手段と位置づけ、誰もが安全で快適に移動できるまちとなっている。

【現況】



①路面標示が錯綜している区道



②首都高への誤進入に留意した整備が必要な区道



③交差点線形が複雑な区道



④国道（春日通り）と連続性が確保されていない区道



⑤都道（要町通り）と連続性が確保されていない区道



⑥他区道（板橋区）と連続性が確保されていない区道

【現況】

豊島区では、平成30年6月に「豊島区自転車走行環境計画」を策定し、国道・都道を含めた区内の道路で自転車走行空間整備を実施してきましたが、幅員が狭い生活道路が大部分を占める区道においては整備できる路線が限られております。また、道路掘削を伴うインフラ工事が多く、計画的な整備が困難であり、国道、都道、他区道と連続した整備が不十分な路線があります。

【課題】

- ①豊島区の現状・実態を踏まえたうえで、自転車走行空間の計画的な整備を実施することが必要です。
- ②連続した自転車走行空間とするため、国、都、他区道路管理者と定期的な協議を行う必要があります。
- ③自転車走行空間整備後における定期的な維持管理が必要です。

【基本方針】

令和6年に国が改定した『安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン』及び豊島区の現状と他区の実態を踏まえた整備ルールを定めます。対象となる整備路線を整備することで、歩行者や自転車利用者が、まちを安全で快適に移動できるようにします。
また、「豊島区自転車走行環境計画」を「第三次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」に整備の考え方を包含させ、わかりやすく一本化します。

【具体的な施策】

- ・ 自転車走行空間を安心・安全かつ快適に利用できるよう、定期的な道路点検を実施します。また、経年劣化により薄くなったナビマーク補修や路面の欠損及びクラック補修、街路樹の剪定などにより、自転車走行上の危険要因を排除します。
- ・ 国道、都道、他区道との道路管理者と自転車走行空間の連続性について協議を綿密に実施していきます。さらに、年2回開催される豊島区道路工事調整会議で、自転車走行空間整備工事について情報共有し、効果的に整備を推進していきます。
- ・ 自転車走行空間の適切な利用を促進していくため、自転車利用者へのルールやマナーの啓発・周知を「まもる」施策と連動して実施します。



【10年後のあるべき姿】

自転車走行空間の整備・維持管理方法を工夫することで、区内交通事故の減少を目指します。

これまでの経緯

- ・平成14年ごろに、**放置自転車対策の一環**として、駐輪場を拠点としたレンタサイクル事業を社会実験的に配置しました。しかし、平成20年に、駐輪需要を満たすことを優先したため、事業を終了しました。
- ・平成28年に、シェアサイクル導入について、民間事業者からプレゼンテーションを受けましたが、民間事業者より、区による**ポート10箇所の設置、自転車200台の初期費用及び自転車再配置費用負担**を求められました。
- ・そこで、平成29年度、区が積極的に関わる形の事業導入について検討を行いました。その結果、利用者にとっては利便性は認められるものの、導入時の自転車購入やポート整備などに多額の経費を要することや、主要駅周辺にポート用地を確保することが難しいことなどから、導入を見送っております。
- ・以降、**区に費用負担を求めない民間事業者により、民有地を活用した**シェアサイクル事業が開かれ、区の費用負担を発生させず、区内全域にポート設置の広がりを見せています。

シェアサイクルの現状



自転車シェアリングポート設置状況MAP (2024年11月現在)
(東京都環境局HP)

企業者	ポート数	自転車台数
A社	359	2,406
B社	53	365
C社	2	16

※令和7年7月現在